教団新報

定 価 1部140円（本体133円〒共200円）
予約購読料 1年分 〒共 5,000円
紙代のみ 3,500円
振替 00140―9―145275
本紙を購読ご希望の方は、前金をそえて、お近くのキリスト教書店へお申し込み下さい。
教会の購読料は負担金に含みます。

発行所 日本基督教団
169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18
日本キリスト教会館内 電話03(3202)0546
FAX03(3207)3918
URL http://uccj.org
発行人 長崎哲夫
編集主筆 渡邊義彦
印刷所 株式会社きかんし


耐震診断報告を受ける

第38総会期

第3回常議員会

❶ ❷ ❸ ④ ⑤ ⑥ ⑦

伝道資金、教規に基づく負担金として提案

前回、第2回常議員会より継続となった会館問題に関して、本常議員会では、耐震診断報告を受け会館問題特別委員会が設置された。また、検討が続けられてきた改訂宣教基礎理論第二次草案が宣教研究所から常議員会の取り扱いとなった。その他、伝道資金規則制定、原発問題等、重要事項が審議された。

第38回総会期第3回常議員会は、10月21、22日両日、教団会議室で30人全員が出席して開催された。篠浦千史常議員による開会礼拝後、陪席者の点呼に入り、沖縄教区を除く16教区議長、議長代理が陪席した。

総幹事報告で長崎哲夫総幹事は、まず、「台風26号による伊豆大島土石流災害で、大島元村教会の役員信徒女性1人が死去した。深く哀悼の意を表する」と述べ、総幹事報告を行った。

「第2回常任常議員会の議決に基づき、会館管理組合に会館の建て替えを含めた検討を申し入れたが、会館オーナー会議では、耐震補強工事と設備などの最低限の修繕実施、大規模修繕の実施を求める意見もあり、方向は定まっていない。

今春、台湾基督長老教会のプシン・ターリ議長が来訪して以来、ドイツ、米国、マレーシアなど海外諸教会との交流が続いた。9月には、合同メソジスト教会（UMC）世界宣教局のフェルナンデス財務部長、ウエスレー・ファウンデーションの小海執行理事を迎え、04年、JNAC解散以来、やや希薄となっていた教団とUMCの関係回復等を協議した。

事務局の人件費で14年度300万円の削減を行う。

北村慈郎氏裁判は、7月、東京高裁で原告（北村氏側）の控訴が棄却されたが、北村氏が、これを不服として上告したので、最高裁判所の判断を待っている」。

会館問題への質問に対し、長崎総幹事は、「会館は10オーナーから構成されており、教団も1オーナーに過ぎない。他の団体からは、まだ明確な方向が出ていないが、まず、教団が、しっかりした方向を出すことが必要」と答えた。

常設委員会・常設専門委員会報告で、予算決算委員会の愛澤豊重委員長は、「2014年度収益事業予算は、赤字予算として提案する。事務局などの経費削減、教団機構のスリム化のための機構改正案の準備が必要」と報告。大村栄常議員は、「スリム化を進め、会議費を突破口にして、教団財政の建て直しを諮ることが何よりも急務」と述べた。

教区活動連帯金検討委員会の伊藤瑞男委員長は、「活動連帯金の諸課題は、すべて伝道という大目的のために整えられ、教規に基づく負担金制度となる。従って、脱退も留保も無くなる」との報告を行った。

邑原宗男奥羽教区議長が、「伝道資金は、伝道委員会の運用で良いのか。予算決算委員会などが運用すべきではないか。伝道委員会の権限が強くなり過ぎることを懸念している」と質問したのに対し伊藤委員長は、「現在の伝道委員会の体制では無理なので、小委員会を設けて運用することを考えている。全国財務委員長会議で報告を行った。質問は出たが、反対は無かったと理解している」と答えたが、柴田もゆる西中国教区議長から、「財務委員長会議での報告は、反対が無かったのではなく、賛否を問われたら反対していた」との反論も出た。

（永井清陽報）

伝道資金規則案、継続審議

提案された伝道資金規則では、資金を教規153条に基づく負担金として位置付け、全教会経常収入総額0.5パーセントを教区現住陪餐会員数比率により算出し教区に賦課する。負担金は特別会計「伝道資金」に繰り入れる。資金総額の5分の4を下回らない額を「伝道交付金」として教区からの申請により交付する。総額の5分の1を上回らない額を「貸付金」として積み立て教会の土地取得のため貸し付ける。「伝道方策の資金」としては主として献金が充てられる。交付・貸付申請は伝道委員会にて審査され、結果を常議員会に報告のうえ決定する、となっている。

提案に対して、長期にわたる伝道計画に対する交付金申請であっても毎年申請が必要かとの質問、各資金の内容、申請審査報告を明確にするようにとの意見、教区で十分に議論する時間が必要との要望があった。審議は継続となった。

（新報編集部報）

診断報告受け会館問題特別委設置

1日目の夜のセッション、2日目議事の最初に、キリスト教会館に関することが扱われた。

1日目、夕食後、ヴォーリズ設計事務所の構造設計担当者、北小路正氏が第三者機関の判定書に基づき現状を報告した。報告内容は、第2回常議員会の際のものと概ね同じで、4～6階及び8階の構造耐震指標値が基準値以下であり、倒壊、または、崩壊する危険性があるとのことであった。

報告の後、議案22号が上程された。会館の耐震問題に関する諸課題に対応するため、常議員会のもとに会館問題特別委員会を設置し、委員は、三役と常任常議員および予算決算委員長、計11名。取扱い事項は、(1)耐震問題への対応に関する事項、(2)日本キリスト教会館の中長期的展望に関する事項である。

この議案について、活発な議論が交わされた。委員会の取り扱い事項につき、当委員会と早稲田奉仕園や会館内の他のオーナーとの関係が協議された。「他オーナーと建設的な議論をし、認識を共有して行けるような委員会になるべき」との意見が述べられ、(3)として対外的な折衝を加えるべきかが協議された。委員会は建築のことを担い、対外的な折衝は議長、総幹事が担うべきとの意見が出される一方で、教団としての意思形成と他オーナーとの折衝は不可分であり、同時に進めて行かなければならないとの意見が出された。また、対外的な折衝は、原案の取り扱い事項に含まれているとの意見が述べられた。

委員の構成については、「人数が多すぎる。常議員会が設置する委員会に三役が全部入るというのは見識が無さすぎる。相応しい人を選ぶべきであり、常任常議員だからという選び方は論拠がおかしい」との意見が出された。石橋秀雄議長は、「緊急性があることであり、39総会期の総会に議案を出すことを踏まえ、1年間という枠の中で審議しようとした際、常任常議員会で議論をするのが良い」と述べた。対して、「11名を選んだ理由は、あまりにも枠をはめすぎている。39総会期にかけられないこともあり得ることで、一歩一歩進めて行かなくてはならない」との意見があった。また、対外折衝のことを踏まえると、NCC議長も加えるべきとの意見があった。

委員の人数について、5名の修正動議が出された。委員会の役割は常議員会に提案することであり、少人数でまとめて提案するのが良いとの賛成意見が述べられた。一方で、大事な問題であり、三役、常任常議員会、予算決算委員長で議論してほしいとの原案を支持する意見があった。

5名の動議の他、対外的な折衝のこと等を考えると、5名では少なすぎるとの理由で7名の動議が出された。修正動議はいずれも少数否決、原案が16名の賛成によって可決された。

（嶋田恵悟報）

会館問題議事録確定を巡り議論

第2回常議員会の議事録確定、また教団新報の常議員会報告記事について、議事日程承認、総幹事報告、常任常議員会報告にて再三意見があった。問題となったのは前回常議員会にて議論となった会館問題の審議結果を巡ってである。

前回常議員会における会館問題特別委員選任案の審議結果について、北紀吉常議員は、特別委員選任案は石橋秀雄議長が取り下げたはずであるとして、新報（478号）の報告には誤りがあると、まず発行責任者である総幹事の責任を問うた。新報報告記事では、会館問題特別委員選任を常任常議員会にて改めて審議、提案すると報告していたことから、長崎哲夫総幹事は「新報報告は記者の裁量に委ねられている面があり、会議録は議事録の確定による」と答弁した。また「新報には速報性が求められる」「議場には様々な理解があった」などの意見もあった。

さらに北議員は、提案取り下げと新報報告の齟齬についての認識を議長に問い、常任常議員会報告について新報報告記事を巡って議論された形跡がないことを指摘した。常任常議員会の議を経て本常議員会に前回と同じ委員構成で会館問題特別委員会設置が提案されていることに対し「議長自ら取り下げた委員選任案を再提案する見識を問う」と厳しく意見を述べた。

第2回常議員会後に特別委員会設置を審議した常任常議員会報告を巡って、前回常議員会議事録を確定しなければ報告承認はできないとの意見から、常議員会発言録を確認のうえ、常任常議員会報告を承認。設置案提案となった。

第2回常議員会当該箇所の議事録は、「議長は会館の耐震問題に関する新たな委員会の提案したが採決に至らず、継続審議、常任常議員会においてさらに検討する」と確定した。

（新報編集部報）

第38総会期

第3回常議員会

「宣教基礎理論」常議員会で議案化へ

宣教研究所委員会より「改訂宣教基礎理論第二次草案」を含む委員会報告がなされた。第38総会期の委員会は、前総会期委員会が作成した「改訂宣教基礎理論第一次草案」に対して抜本的な変更の必要性はないと判断しながらも、常議員会、各委員会、各教区から寄せられた意見を検討し、更なる作業を加えて、第二次草案を作成した。常議員会1日目夜のセッションで、佐々木美知夫委員長より「改訂宣教基礎理論第二次草案」作成経緯の報告を受け、引き続き2日目最後のセッションで議論された。質疑応答はまず第二次草案をどのように取り扱うのかという手続きの事柄に集中した。

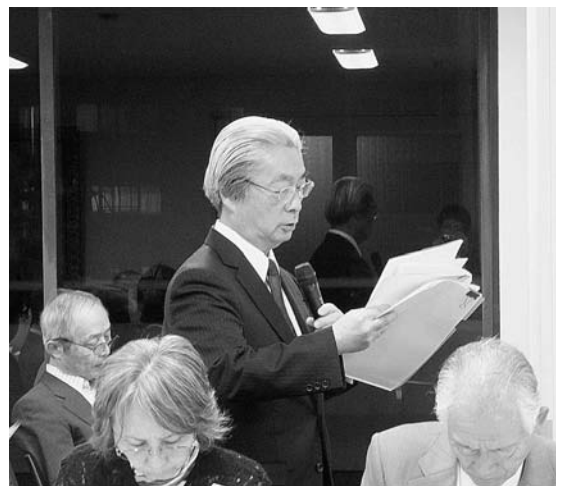

佐々木委員長、第二次草案を説明

石橋秀雄議長は「37総会期から大事なこととして扱ってきた。意見をまとめた上で第二次草案が出てきた。何としてもこのことを常議員会で検討し、39総会に提案できれば良いと考える」と述べた。

佐々木委員長は「常議員会から依嘱された経緯があり、当委員会は常議員会に提出するまでの責任を担う。手順については伺わなければならない」と語った。それに対し常議員からは「作成に当たり手順がしっかりしていない。試案であるなら『改訂』はいらない。基礎理論の内容が議長の伝道使信、伝道教書のように感じられる。『改訂にあたって』は宣教研究所ではなく、議長が記すべき」「手続きのことばかり、長々と議論してはならない。基礎理論が提示されて、各教区、日本伝道に用いていく中で積み重ねられていく。いつも土台を崩すのでは、なかなか伝道が進展しない。これを発表する方向に進めてほしい」等の意見があった。

内容については主に「世界宣教」について意見交換がなされた。「世界のための宣教、ビジョンの方向性、世界の教会を明確にすべき」「世界宣教を考えるにも、教団だけでなく他の教派との協力が必要である。日本国内での宣教協力関係も入れてほしい。指針も書いた方が生きる」との意見に対し、佐々木委員長は「ご意見を承る。指摘のところを検討する。基礎理論とは何かとの議論は、常議員会の中で筋道を出してほしい。ここまで改訂できているが試論である。一次から引き継いでの作業を宣教研究所でしてきたが、常議員会で意見を出し合ってほしい」と述べた。

石橋議長は「最終的には草案として常議員会で確定し、総会へ進めていく」と語り、これに対し「取り扱いについて宣教委員会のもとにある伝道委員会、社会委員会も関連がある。世界宣教委員会、各教区の意見も伺うということが取り扱われる。その間、2月、7月まで議論が展開し、常議員会で議論した方がよい」「宣教方策会議のような議論する場を本来はつくるべき。宣教研究所から草案が出た。受け止めたので、常議員会で議論して議案化する」等の意見が出された後、宣教研究所委員会報告を承認した。

（松本のぞみ報）

原発議案、修正案作成の委員選出

第38回教団総会から常議員会に付託され、継続審議となっていた原発関連議案の23、24号議案の議論が活発になされた。23号議案「上関原発建設計画の白紙撤回と既存原発の即時廃止を日本政府に求める件」は声明を採択することが目的とされた議案であったが、議案は、第38回日本基督教団総会が当声明を採択するとなっていることから、声明を採択する主体はどこなのかというところから議論が始まった。

教団総会へこの議案を提出した西中国教区の柴田もゆる議長からは、「教団総会に提出された議案を常議員会に付託するという形で生まれる齟齬については常議員会で調節してほしい」との意見があった。その上で、「教団総会の議場において議長の判断で、時間切れ審議未了廃案ではなく、常議員会に付託としたのだから、議長が責任をもってこの議案を常議員会に上程するのにふさわしい議案として整えて上程すべきだった」との意見や、「内容には賛成だが、常議員会が声明を出すのは反対」「教団総会に提出された議案を常議員会が議案訂正することは不可能なのではないか」と議場から意見があった。

それを受けて石橋秀雄議長は、「議案の性格上この場でこの議案を採決するのは難しいと考える。教団総会の議場にこれらの議案が提出されたことを重く受け止めて第2回目の議長声明を出したつもりであり、今回は、それらの流れを常議員会が受け止めるという形で、この議案を処理したい」と応じた。

議案の内容については、「原発問題は人間の罪の問題であり、教会は人間の罪について発言をしていく責務がある。よって、この議案は内容もこのままで可決をすべき」等の賛成意見があった。それに対し、「福音に基いたメッセージを出すところから、教団の証は始まる。その観点からこの議案の内容も罪の指摘だけではなく福音に基いた救いの事柄への言及が必要だが、この議案をそのようにこの場で修正するのは不可能」「提案理由の文言の中に自然エネルギー等への具体的な言及があるが、そのような具体的な事柄について常議員会が議論を深めないまま議案を採択するのは疑問」等の反対意見があった。議長は議論を打ち切り採決に入ることを議場に求めたが、議場から議事の取り扱いについて、今回は継続審議とし、次回常議員会に修正案を出すという提案があったため、まず、継続審議とすることが承認され、修正案を提出するため3名の委員を選出することが承認された。

続いて24号議案「日本基督教団として脱原発への働きに参与することを確認する件」の議論についてであるが、提案者に代わり、議案賛同者である邑原宗男奥羽教区議長から「この議案を可決し、脱原発への動きが、全教団的に参与するような動きになって欲しい。そうでなければ、来年予定されている国際会議の意味が無くなってしまう」と意見が述べられた。それに対し「この議案においては脱原発の働きの主体が各教会、伝道所になっており、その主体性を超える決議を常議員会ではできない」「この議案も23号議案と同様、整えなければならない部分が多くある」「原文の趣旨を生かし、再度整えて議論したい」等の意見が出され、議長が継続審議を提案し、承認された。なお、23号議案の修正案作成のため3名の委員として、高橋和人、高橋潤、中嶌暁彦各常議員が選出された。

（小林信人報）

UMCOR震災支援について報告

2014年度予算案は、2013年度より決算書が公益法人会計の形式を採用していることから、予算案も同形式とするために、従来の収入・支出科目の一部が廃止され、新形式の科目が採用された。収入は、教会収入の減少が進んでいることを受け、負担金を0.5%減じた予算となり、支出は、職員・専任幹事の夏冬の賞与を前年度において減額したことなどにより、300万円減となった。また、東京神学大学との関係回復がなされたために、1973年度以前の同額（275万円）を交付することとなった。経常会計中、事業活動収支は2億6913万7千円の予算となる。

東日本大震災関連では、救援対策本部の活動・会計報告がなされ、2014年3月11日から14日まで開催される東日本大震災国際会議に関して報告された。教団にとって初の国際会議開催となるが、国内外を合わせて200名の参加を目標にしていること、記念礼拝と記念講演は公開にし、千名の出席を予定していることが報告された。

関連事項として、藤盛勇紀総務幹事が、UMCOR（米国合同メソジスト教会海外災害支援部）に関する報告をした。UMCORは、本年5月に東日本大震災に関して総額約5億円の支援を発表していたが、その支援に関する第一次報告が10月15日になされた。教団に関わるものとしては、教団本部が提出している計画と、東北教区が提出した放射能問題対策室の計画に関して支援されることが発表された。東北教区の計画に関しては、支援金額がほぼ確定しているが、教団の計画に関しては今後の報告を待つ形となっている。

教師に関する議案としては、2013年度秋季教師検定試験において、正教師38名、補教師8名の合格が報告され、承認された。教師転入願に関しては、2名の転入願が提出されたが、任地決定を待つことになった。教師退任に関しては、2名が日本聖公会の赴任希望のため、1名が合同メソジスト教会の正教師となったために退任願が提出され、3名とも承認された。

また、公益財団法人ウエスレー・ファウンデーションが教団関係団体として承認された。

財産に関する事項としては、奥羽教区からの申請により、奥羽キリスト教センターの土地建物を土沢教会に寄附することが上程され、承認された。また、基督教会伝道社団の解散に伴い、鶴岡教会及び若葉幼稚園の土地が教団に寄附されることが承認された。

（佐藤進報）

重要案件について審議続く

【日本基督教団年鑑刊行のお知らせ】

このたび、日本基督教団年鑑2014年版を刊行いたしました。前年版以降の新たな情報を満載しておりますので、是非お買い求め下さい（定価3,600円＋税）。また、ご購入いただいた方には、是非アンケートハガキにお答えいただき、当年鑑についてのご感想やご意見をいただければ幸いです。来年3月に発行予定の追録をお送り致します。

なお、直接お買い求めの場合は、事務局総務部（℡ 03-3202-0541）にお電話ください。

2013年11月　日本基督教団事務局総務部

▼全国財務委員長会議▲

「伝道資金規則案」について報告

9月30日午後から10月1日午前、第38総会期第1回全国財務委員長会議が教団会議室で開催された。

予算決算委員会の愛澤豊重委員長より2日間の日程が示された。(1)各教区の財務状況を互いに理解し共有する。(2)被災教区への支援について。負担金の減免措置が3年目の今年度で終わるため、減免を継続するか否かについて意見をうかがいたい。(3)教区活動連帯金検討委員会にて検討を進めている「伝道資金」に対する意見をうかがいたい。

第1日目の会議は、小平正宣委員の祈祷をもって開会した。

(1)各教区の財務状況の報告。教区へ教会からの負担金減額要請や教区財政の見直し、教師謝儀の減額など厳しい財務状況が報告された。

(2)被災教区への支援についての意見交換。奥羽、東北、関東教区から、多くの支援への感謝と具体的な意見・要望があった。①2014年度から3年間を予算額の4分の3、4分の2、4分の1と順次減額する。②減免の支援を受け復興が進んでいるが、借入金があり、減免なしには返済が難しい。③負担金の負担が大事であるので、減免の期間は当初予定の3年で終了し、減免より貸出の補填を考えたらどうか等、復興状況を考えた上でどのように予算決算委員会で配慮するかが問われている。

第2日目の会議の中心は、(3)「伝道資金規則制定に関する件」(常議員会継続審議)についての報告が、教区活動連帯金検討委員会の伊藤瑞男委員長からあった。

これまでの教区活動連帯金は制度的に無理が生じたが、教区間格差の制度的是正になることを望む。既存の伝道委員会の基金との調整、教区との様々な調整とそのプロセス、申請の審査基準、資金の運用方法などきめ細かい工夫が必要であるとの意見が述べられた。

以上の他、教団総会費の削減を教団は積極的に考えて欲しいとの意見に対して、長崎哲夫総幹事が、「教区議長が集まっているこの会議の空気なら、教区、教団は受けとめねばならない」と明言されたことは特筆すべきことである。

(森研四郎報)

「全国財務委員長会議」教区議長、財務担当者が集い協議

▼予算決算委員会▲

被災教区負担金減免、14年度実施に

第38総会期第3回予算決算委員会が9月30日から10月1日に教団小会議室において行われた。今回の2日間の委員会は間に全国財務委員長会議を挟む形で、また委員会後には教区活動連帯金配分協議会を控える中で行われた。

2014年度予算案に関する件については全国財務委員長会議を踏まえた上で、予算決算委員会としては原案の通りに承認し、今後は常議員会において扱われることになる。

先の教団総会において東京神学大学との関係回復がなされたことの具体化として、教団からの東神大交付金を1973年度以前の275万円と同額とする教師委員会からの提案を諒とし予算化した。

東日本大震災被災3教区の減免については全国財務委員長会議における意見を踏まえて次のような結論を出した。負担金減免は開始する際に3年間という期限を設けたので2013年度をもって一旦終了することとするが、その上で、被災教区の現状を踏まえて改めて2014年度については減免を実施することとし、減免分を被災教区以外で負担する。2015年度以降については状況を見て判断することとする。

2013年度の決算書より公益法人会計の形式を採用するため、2014年度予算案も同形式によるところとなる。従来の様式に馴染んでいることによる違和感や読みづらさが予想されるが、できるだけ説明を加えることによって次第に理解されていくものと考える。

各教会・伝道所の財政状況は厳しく、2005年から2011年までの7年間で教会の経常収入は9・85%減少している。そのことを踏まえて教団負担金は130万9千円(0.5%)減額した。

支出については委員会費が減額になったのに加え、人件費の大幅減額が出来たことにより、財政の維持を図った。

全国財務委員長会議において、教団財政及び教区財政の観点から教団総会議員の定数削減について積極的に推進するように、立場を越えて多くの教区より要望が出された。

(長谷川洋介報)

▼教区活動連帯金配分協議会▲

配分案拠出3教区持ち帰り、検討

10月1日、教団会議室に於いて教区活動連帯金配分協議会が開かれた。今期教区活動連帯金配分検討委員会委員長である真壁巌西東京教区議長の祈祷を以て開会、同氏が議長を担当した。前回に引き続き、東海教区の出席はなく、沖縄教区も欠席であった。

初めに長崎哲夫総幹事より挨拶がなされた。大要以下の通り。「本連帯金の配分について、過去、思い遣りによる協議がなされてきたが、それは感覚的でもあった。そこから客観性を求める声も起り、脱退や留保を見るに至った。然し、思い遣りの心は失ってはならぬと考える。今回も信頼感をもって協議して頂きたい。教団には互助の精神があり、それは決して失ってはならないものである」。

協議に入り、議事順序、前回議事録承認に次いで、第2回配分検討委員会からの提案2件が扱われた。これは、①計算上は「受入教区」となるに拘らず「増減は前年度の額の10%以内とする」との取決めによって過去3年間連続して「拠出教区」であり、且つ14年度に及ぶ教区については拠出額を0とするというもの、及び、②東京教区の要望する「受入教区」の会計報告提示(連帯金使途の明示)を「受入教区」に依頼するというものである。①について議場はその合理性を認め、該当する中部教区に対する本案適用を諒とした。②については所謂「受入教区」の報告が提出されたことに対して、木下宣世東京教区議長より謝辞が述べられた。一方、久世そらち北海教区議長からは「制度の本旨に照らせば、全教区が等しく報告すべきもの。東京教区の求めに違和感は拭えない」と意見が述べられた。

配分案については、実質拠出教区の内、東京、西東京、神奈川の各教区が常置委員会に持ち帰って検討するとした外は出席教区全てがこれを了承した。

教団では現在、2014年度を以て終結する本制度に替えて「伝道資金」制度導入が論ぜられている。本協議会席上の発言にも「受入教区」の抱く危惧の念が垣間見られた。総幹事の言の如く、キリストの教会に相応しい真実な互譲互恵の制度確立が切に望まれる。

(梅崎浩二報)

▼教区活動連帯金検討委員会▲

財務委員長会議を受け、規則案を検討

第6回教区活動連帯金検討委員会は10月8日教団会議室において開かれた。

今回は、10月1日に行われた全国財務委員長会議での本委員会よりの報告「伝道資金規則案」に対する反応、第3回常議員会への準備についてなど、若干の調整を主とする議題に絞られた。

同会議では、本委員会伊藤瑞男委員長による「規則案」についての説明の後、各教区議長から質疑・意見が出された。

概略以下のような内容に要約される。

(1)規則案の中に出てくる文言について。伝道方策とは何か。伝道資金交付とは何か。伝道についての定義。小教会をどのように理解するか。など。

(2)提案理由に関しての意見。提案理由に「打開策」とあるが、27総会の精神でただ交通整理を委託したに過ぎない。こんなに抜本的に変わる27総会の精神はどうなっているか。新たな負担金が課せられるということで負担金の変更だから、三分の二の総会の賛成が必要となる。交付申請によって、内容がどのように理解されるかわからない不安がある。受け入れ教区の不安は分かるが、拠出教区にも不安と怖れをもっている。この献金がどのように用いられるか。この規則に賛成。運用の方法がかなり細かくなった。小委員会についても丁寧に審議してほしい。申請についてペーパーだけでなく、ヒアリングが必要。運用は丁寧に、負担金化ということが重要で、改めて賛成したい。など。

忌憚のない意見が出された。

本委員会としては、これらの意見を慎重に受止め、運用に反映させていくことが確認された。

その一方で、これらの指摘は現在の教団が抱えている根本的な課題を浮き彫りにしているとも言えよう。

本規則案は、前総会期からの継続審議中の議案に差し替えの提案としてまとめられた。

これによって教区活動連帯金に関わる諸課題はすべて伝道という大目的のために整えられ、その役割が期待されることになる。

(鈴木功男報)

消息

北古賀信彦氏(無任所教師)

13年4月1日逝去、57歳。'87年東京聖書学校を卒業。同年より'95年まで志木教会を牧会した。遺族は妻・北古賀祐子さん。

大室 皐(こう)氏(隠退教師)

13年9月11日逝去、90歳。鹿児島県に生まれる。'85年受允、同年八街伝道所に赴任、'87年受按、05年までユーカリが丘教会を牧会し、隠退した。遺族は妻・大室しげさん。

谷口繁一氏(隠退教師)

13年9月29日逝去、89歳。大阪府に生まれる。'58年農村伝道神学校を卒業。同年大野教会に赴任、'94年まで牧会し、隠退した。遺族は妻・谷口百合子さん。

事務局報

教師異動

尾陽 辞(主)石田聖実
〃 就(代)田口博之
志布志 辞(主)横山 潤
新生釜石 就(代)松浦裕介
都筑讃美 辞(主)増金 潔
〃 就(代)岩崎 隆
横須賀学院 辞(教)磯部理一郎

▼「障がい」を考える小委員会▲

「牧会者・家族メンタルケア」取り組み継続を確認

第2回「障がい」を考える小委員会が、9月12日教団会議室において開催された。

最初に、加藤幹夫委員長より宣教委員会の報告を受け、本委員会における「牧会者とその家族のメンタルケア」という課題への取り組みの必要性を確認した。この課題については、宣教委員会や教師委員会での取り扱いが議論されてきたが、教師ばかりでなく教師の家族の問題も含むなどの理由から本委員会が担ってきた経緯があり、今後も各委員会との連携のうちに取り組みを継続していく。

次に、牧会者と教会間のコミュニケーションの課題について、W・ジャンセン委員の発題「ハラスメント防止を考える」により学びを深めた。発題は、(1)ハラスメントを受ける教師、(2)ハラスメントを行う教師、(3)学生同士のハラスメントなどの諸事例を踏まえ、ハラスメントへの対応とわたしたちの応答について考える内容であった。教会におけるハラスメントは今や新しい問題ではないが、犯罪や加害者の責任に対する意識の欠如、二次被害への恐れなどから適切な対応がなされないできたケースは少なくない。組織的な対応をもって正しい判断が行われることを求められている。

続いて、2014年9月2日～3日に開催予定の《第4回「障がい」を考える全国交流会－牧会者ならびにその家族の精神的なケアを考える》について、準備日程等の打ち合わせを行った。

最後に、本委員会ホームページの内容を検討した。トップページに、障がいを抱えつつ福音に生きるメッセージを趣旨とした体験談、エッセイを連載していく。今後各委員が順に取材をして執筆担当することとした。このホームページが、福音発信の場として広く活用されるよう工夫していきたい。

〈http://uccj-j.org/〉

次回委員会は、2014年3月、東日本大震災と原発事故から3年を迎える福島・いわき市（磐城教会）で開催する。被災地の福祉施設を訪ね、「震災と障がい者」というテーマで研修を計画している。

（上竹裕子報）

▼宣教師人事委員会▲

宣教師受け入れの正規ルート訴えが必要

9月10日、第2回宣教師人事委員会が教団会議室で開かれた。この委員会では、まず参考として、日本より海外へ派遣されている宣教師の消息が分かち合われ、続いて本題として日本各地の教会や教育現場に遣わされている受入れ宣教師の状況と課題が報告される。その後、宣教師について、任期満了、あるいは任期延長・継続、在留延長のためのビザ更新などの承認が行われる。今回も北米宣教師、韓国宣教師など16件が取り扱われた。このように教団が身元保証を行うことによって受入れ宣教師が任地で順調に働きを全うすることが出来るように、丁寧な分かち合いがもたれている。

宣教師人事に関わる当委員会の喫緊の課題としてあげられるのは、宣教師紹介業務の周知と受入れ態勢の確立である。特に2007年に解散した旧CoC（宣教協力協議会）の全業務は教団が引き継いだのだが、これを知らぬが故に宗教主事や英語教師を独力で海外等から探し出す学校があるという。宣教協力学校協議会に加入し教団に依頼があれば教団宣教師人事委員会は求めに応じて探し出す用意がある。

現在、教団では韓国3教会（大韓イエス教長老会・韓国基督教長老会・基督教大韓監理会）と宣教協約を結んでいるが、これ以外の教派から各個教会が牧師を招聘しようとするケースがある。また韓国3教会の牧師であっても、教団宣教師人事委員会への相談もなく、各個教会の招聘決議を教区が承認した後に、宣教師人事委員会に相談するケースも起きている。

牧師を招聘したくても財政的に困難な教会が増え、財政は本国の教会が負担するから住居さえあればと考え正規のルートを通さずに牧師が送り込まれる。カルト系の問題もあり、海外宣教の訓練を受けた宣教師が正規のルートを経て赴任することが大切である。このことのためにも教区議長が一堂に会する場で、宣教師受入れの正規ルート活用の重要性を訴えてゆく。教会に、学校にすぐれた人材を受け入れるためにも早急に準備を整えてゆきたい。

（横山良樹報）

▼教師検定委員会▲

補教師試験、旧新約釈義・説教を各1編提出に

第38総会期第3回教師検定委員会が、秋季教師検定試験終了後の9月19日から翌日の20日まで、大阪クリスチャンセンター会議室において、委員7名全員の出席によって行われた。

聖書朗読と渡部和使委員長の祈祷をもって委員会は開始された。議題として、2013年秋季教師検定試験の合否に関する件が審議された。結果は新報において既に報告済みであるが、特に正教師の保留者、不合格者が多く、厳しいものとなった。それを踏まえつつ、感想が各委員から述べられた。その後、追試レポート課題の締め切り日や最終的な合否判定の日程等が協議され、承認された。

続けて、2014年春季教師検定試験について協議された。日程、会場について審議され、提出試験の課題となる釈義・説教の聖書箇所について話し合われた。特に2014年春季から、補教師の釈義・説教の提出試験が、旧約、新約各1編ずつ計2編となる。そのため、いつも以上に入念に選ばれた。また正教師の組織神学論文の出題についても協議し、決められた。

その後、「教師検定規則第6条⑥実施に関する件」が審議された。これは前回までは、「教師検定規則第3条⑥に関する件」として協議を重ねてきたが、内容に鑑み、第6条⑥に関することであることを確認し、審議に入った。教師検定規則第6条⑥によると、「第3条第6号の認定は、教師検定委員会が本人の経歴と現在の状況を調査し、面接の上で行う」とされている。しかし現状では、これが実施されておらず、まずこれについての歴史的経緯の検証がなされた。その上で協議を行い、その結果、2015年春季教師検定試験より規則通りに実施することを決定した。

最後に、『教師検定試験受験の手引き』改訂について、前回に引き続き協議し、11月の委員会において最終稿を確認することを決めた。

2日間にわたる委員会、そして秋季教師検定試験を無事終えることができたことを主に感謝しつつ、若月健悟委員の祈祷をもって閉じられた。

（鷹澤匠報）

ひと とき

奥田昭弘さん

種蒔き人として用いられ

農業高校卒業後、農業経営にも人生にも悩んでいた頃、土佐嶺南教会長老であった徳永安雄さんに誘われ、全国愛農会冬季講座に参加した。その1ヶ月間、創設者小谷純一さんが早朝講話で語る聖書の言葉に、これだ！と思い、丁度近くの後免で開始されたばかりの後免伝道所で求道を始めた。

4年後の復活祭に洗礼を受け、続いて母、そして妻、父も神社総代だからと頑張ってはいたが、やがて受洗の恵みに与った。

受洗後、伝道所が教会として歩み出し会堂建築に踏み切ったとき、建築委員長に推されゼロから勉強した。増築また牧師館建築にも長として仕え、それはやがて転籍した土佐嶺南教会の会堂移築時にも、また長として用いられる経験となった。少し奥まった所で静かに礼拝したいという声もあったが、当時JA南国市理事を務めていた関係で表通りにあったJAの建物競売の話を知り、これは伝道のために表に出てきなさいという召しだと信仰をもって踏み出した。全国募金でも尊い献金を頂き、改めて感謝をのべたい。移築は地域の人々にも喜ばれ、教会債返済のためのバザーも楽しみにされている。

JA理事の他にも農業共済組合評価会会長を20年近く務めた。きっかけは評価会員から奥田はクリスチャンだから間違いないと推されたから。数年前組合に不祥事があったときも、今度は組合長として推され困難な問題の処理に努めた。

若い頃身内から「そんなクリスチャン、クリスチャン言ってたら地域で浮くよ」と心配されたこともあるが、主は世の働きにおいても地の塩として用いてくださった。至る所でキリスト者であることを証ししてきた。

PTA会長挨拶をするときも聖書から子どもたちに語ってきた。時を贖い、蒔き続けてきた御言葉の種が、いつ実るかはわからないが、農業者として大いなる喜びである。

1937年高知県南国市に生まれる。1962年後免伝道所（現在南国教会）にて受洗。土佐嶺南教会長老。

宣教協力の具体的な取り組み

東日本大震災により、会堂・牧師館が使用できなくなった千厩教会（岩手県）の新会堂・牧師館の献堂式が8月30日にもたれ、百名を超える方たちが集い、共に喜びを分かち合った。

同教会の会堂建築においては、三河豊・柳沼赦羊子両牧師をはじめ、教会員の祈りと大変な努力があったことは言うまでもない。

しかし、それと共に、震災直後から奥羽教区常置委員会が関わり、牧師家族の転居、移転新築の決定、土地選定等の相談に乗ったほか、昨年8月に発足した建築委員会に常置委員2名が加わり、共に設計や資金計画を協議し、建築工事状況の確認を行って、完成に至っている（奥羽教区では、これまでもこのような関わりの事例がある）。それは、千厩教会がいわゆる小規模な教会だからということもあるが、伝道のビジョンを持ちつつも、支援を受ける立場として、とかく遠慮がちになってしまう教会の思いを受けとめつつ、同地域における宣教のさらなる展開を目指して、購入する土地の広さや、建物の規模などについて共に考え、話し合いを重ねたということである。建築委員会内では多様な意見の調整に悩み、祈る時も多くあったと聞いている。しかし、そのことこそは、教区と一教会との宣教協力の具体的な姿であったと言える。

そのようなわけで、献堂式では、「祝辞」は教団からのみで、邑原宗男奥羽教区議長は喜びと感謝の「挨拶」を述べられたのであった。

（教団総会書記　雲然俊美）